

座談会

# 付記弁理士制度 20 年の記念座談会

令和 5 年度 日本弁理士会研修所

開催日 令和 5 年 6 月 12 日

出席者 高部眞規子 弁護士

知的財産高等裁判所長（平成 30 年～令和 2 年）  
能力担保研修（裁判所講義）講師（平成 17 年度）

後藤昌弘 弁護士・弁理士

能力担保研修 講師（平成 15～17、19、21、23、25、27 年度、令和 5 年度）  
特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員（平成 28 年度～令和元年度）  
侵害訴訟実務研修・演習（名古屋）講師（令和元年度、3 年度）  
日本弁理士会研修所 顧問（平成 28 年度～令和元年度）

村西大作 弁護士

特定侵害訴訟代理業務試験対策ゼミ 講師（平成 16 年度～）  
民法・民事訴訟法に関する実力養成研修・特別基礎研修 講師（平成 16～21 年度）  
民法・民事訴訟法に関する基礎研修 講師（平成 17 年度～）  
付記弁理士研修 講師（平成 18 年度）  
付記弁理士実務研修 講師（平成 19～21 年度）  
侵害訴訟実務研修 講師（平成 22～25 年度）

弓削田博 弁護士・弁理士

能力担保研修 講師（平成 22～25 年度）  
特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員（平成 26 年度～令和元年度）

中川裕幸 弁理士

日本弁理士会研修所 所長（令和元年度、2 年度）

司 会 石橋良規 弁理士

日本弁理士会研修所 所長（令和 3～4 年度）

オブザーバー 吉田倫太郎（日本弁理士会 副会長）

中村恵子（日本弁理士会 執行理事）

小松邦光（日本弁理士会研修所 副所長）

北村吉章（日本弁理士会研修所能力担保・倫理研修部 部長）

石野知宏（日本弁理士会研修所能力担保・倫理研修部 委員）

サポート 岩田高明（日本弁理士会広報センター会誌編集部 部長）

堀内一成（日本弁理士会広報センター会誌編集部 委員）

## 目次

1. はじめに
  2. 付記弁理士制度の現状に関する資料の説明
  3. 付記弁理士制度の現状についての見解
  4. 付記弁理士に求められること
  5. 研修及び試験についての見解
  6. 付記弁理士制度への期待
- 

## 1. はじめに

**【石橋】** それでは、ちょっと時間は早いですけども、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めます弁理士の石橋と申します。よろしくお願ひします。

今日は、ここで先生方に忌憚なき御意見、ざっくばらんに座談会をしていただいて、付記弁理士能担制度が始まって 20 周年の特集ということで、この座談会を記事にさせていただいて、弁理士会の『パテント誌』に掲載させていただく予定です。

それではまず、自己紹介を先生方にさせていただければと思います。御自身のこと、それから付記弁理士とか、能力担保研修とか、あとは付記の試験とか、それぞれのキーワードに関する御自身の関係とか思いとか、その辺を御紹介いただきつつ自己紹介をしていただければと思います。

では、後藤先生から、よろしいでしょうか。お願ひします。

**【後藤】** 名古屋の後藤です。能力担保研修が始まった頃に、試験委員で名古屋の口の悪い試験委員の先生から「名古屋でも能担研修をやるぞ」ということで一言、「おまえ、タワケ<sup>(1)</sup>だから、法曹倫理をやれ」と言われました。それで法曹倫理は長らくやっておりました。その後、試験委員も数年間やらせていただいて、今年から能担研修にまた戻ったという状況です。

**【石橋】** ありがとうございます。

では続きましては、高部先生、お願ひします。

**【高部】** 弁護士の高部真規子でございます。

知財業界の皆さんには、自己紹介するときに「知財高裁の」とか、「東京地裁の」という前置きをしておりましたが、40 年と 5 か月の間裁判官をつとめて、1 年半ほど前に定年で退官いたしました。現在は弁護士をしております。

この「付記弁理士制度」とどう関わったかについては、非常に古い話になるのですが、東京地裁で部総括をしていた頃に関わりました。平成 17 年ですので、この制度が始まって間もない頃に、能力担保研修の講師として関与させていただいたというご縁でございます。その後、東京地裁や知財高裁で、「代理人弁理士」の方の訴訟活動を裁判所の立場で見えてきたということでございます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

**【石橋】** ありがとうございます。

そうですね。先生は裁判所講義のコマですよね。ありがとうございました。

次、村西先生、よろしくお願ひします。

**【村西】** 村西でございます。能力担保研修の受講の前提として、研修所が主催されている民法・民事訴訟法の基礎研修の講師を務めさせていただいております。また、そこにいらっしゃる中川先生が自主研修という形で 20 年ほど前に創設された付記試験の対策ゼミの講師としても、縁の下から持ち上げるような形で長らくお手伝いをさせていただいております。今日もゼミの OBOG の先生もオブザーバーとしていらしています。

付記弁理士制度 10 周年記念の時も座談会が開かれまして、そのときの座談会参加メンバーで今回参加しているのは私だけでございますが、4~5 年前に健康的にダイエットに成功して、10 周年の時と比べると体重が 20 キロほ

ど減っており、ほぼ同一性がない状況ですが、あくまでも健康的に絞った結果ですので、しばらくお目にかかっていない方が今回の座談会での私の写真をご覧になっても心配はなさらないでください。

そういうところで、本日はよろしく願いいたします。

**【石橋】** よろしく願いいたします。ありがとうございました。

弓削田先生、よろしく願いします。

**【弓削田】** 弓削田でございます。よろしく願いいたします。

「付記弁理士」、「能力担保研修」、「付記試験」との関わりでお話をせよとのことですのでお話しいたしますと、私が弁護士になって、すぐ知財案件に関わるようになったんですけど、その頃にはまだ付記弁理士制度は存在せず、弁護士4年目か5年目あたりに能力担保研修が始まって、その後付記弁理士の先生方とお付き合いするようになったという経緯です。それまでは弁理士の先生方とは補佐人になっていただくという形でお付き合いさせていただいておりました。ずっと知財ばかりやってきているので、弁理士さんとの関わり合いは大分深く、そうであれば私もナンチャッテですけど弁理士になろうということで弁理士登録させていただき、日本弁理士会の活動にもいろいろ参加させていただいております。能力担保研修に関しては、特許権侵害の講義を2年、それから付記試験はたしか試験委員を4年担当させていただいたかなと思います。つい最近では弁理士試験の試験委員を担当いたしました、去年終わったところです。

やはり補佐人の先生と付記弁理士の先生とはどう違うのかが多分今日もテーマになるかと思うのですが、それに関しては本日参加されている先生方の意見も聞きながら、自分の中でも整理したいなと思っております。どうぞよろしく願いします。

**【石橋】** よろしく願いします。ありがとうございました。

続きまして、中川先生、よろしく願いします。

**【中川】** 弁理士の中川裕幸です。石橋先生の前回の研修所長ですから2代前の研修所長をさせていただきました。

まず付記試験との関わりですけれども、私は第1回に受験して落ちました。落ちたおかげで村西先生に教わる機会ができて、1年間勉強させてもらい、無事2年目に村西先生のおかげで受かりました。今、年表を見てみると第2回は2004年です。

その後に研修所長を2019年から20年にさせていただいたときに、やはり研修所長として付記試験に関わらせていただき、試験委員を特許庁で後藤先生、弓削田先生と一緒にさせていただきました。研修所長としてもすごい試験だったんだなと改めて認識した次第です。

**【石橋】** ありがとうございます。

改めまして、本日司会を務めます石橋です。私も中川先生の次に研修所所長を仰せつかりまして、今年の3月まで2年間務めました。

僕自身も付記弁理士、付記登録はしております。僕は平成14年、最初の1年目に、これができるって応募したんだけど、その頃は抽選だったんですよね。この研修を受けることすら抽選。それもなかなか工夫された抽選で、早い者勝ちでもなく、ただのくじ引でもなく、自分が補佐人として経験した件数とか、弁理士の年数とか、そういうので重みづけをされて抽選されるみたいな。私はまだ登録2~3年目だったので、補佐人の経験も全然なく、うまくすれば当たるかもと思ったらやっぱり外れたということで研修が受けられずに、2年目、研修を受けさせてくれて、そのときも抽選だったと思うんですけども、そのときは1年目に落ちちゃった人はちょっと重みづけがあるみたいな感じでした。そういう感じで平等にいろいろやっていただいて、研修を受けて試験を受けてという流れです。

私も、とてもいい思い出ですし、大変だったけども、その勉強自体は楽しかったなという思い出がすごくあります。今日一日、先生方のお話を聞きながら私もいろいろ考えていければなと思っております。よろしく願いします。

## 2. 付記弁理士制度の現状に関する資料の説明

【石橋】 それでは早速、本題に入っていきたいと思いますが、先生方のお手元に資料もありますし、ざっくりとした式次第じゃないですけど、こんなことを話そうかなというのも用意させていただきました。

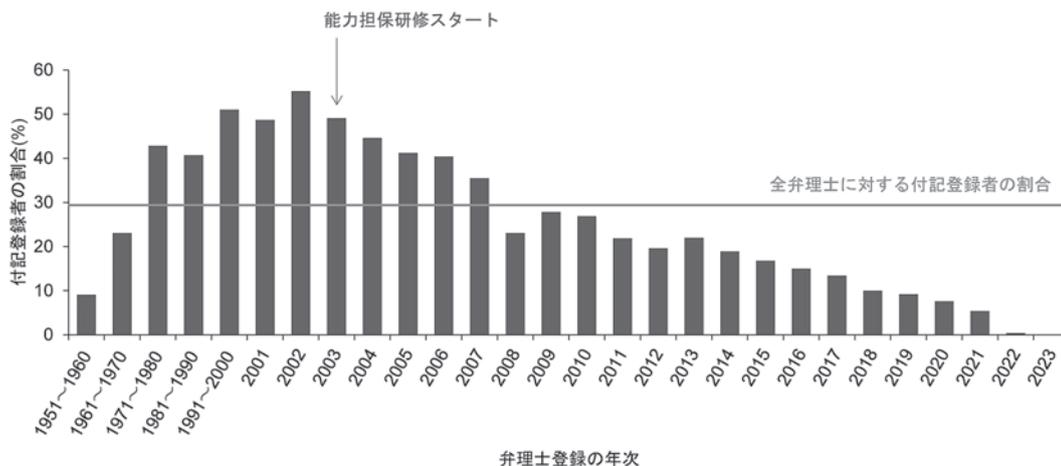
ざっくり 3 部構成ぐらいかなと考えております。まずは現状はどんなものだろうということをお話しいただいて、また試験についてもちょっとお話しただいて、それらを踏まえて、今後のあるべき姿とか、展開とか、将来、こうなるといいねとかという、最後は希望のあるような形で終わればなと思っております。ただ、現状をいろいろ話していると、今後の展開になってしまったりとか、試験制度はこうだよねみたいな話はいろいろ混ざってくるかと思えます。そこら辺はあまり気にせず忌憚なく御発言いただければなと思っております。

この流れで行くに当たって、我々のほうで資料を 7 つほど用意させていただきました。もう事前にお配りもしてありますし、今お手元にもあるかと思えます。

1 個目の資料が産構審の平成 13 年の資料<sup>(2)</sup>で、能担制度、この付記制度ができるきっかけとなった最初の文書ですね。4 ページ目あたりに「弁理士の特許権等の侵害訴訟での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」という意見が出され、ここから能担試験、能力を担保する措置ということで能担研修が始まったことになるかと思えます。また今、括弧書きを読み飛ばしましたが、括弧書きで「弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る」ということで、この産構審ができた頃には単独訴訟ではなく、あくまでも共同代理が前提になって制度が進んでいったというような資料です。

資料 2、これは直近の試験、去年の試験の結果で特許庁のホームページ<sup>(3)</sup>からの抜粋になります。101 人志願して受験した人が 93 名で最終的に受かったのは 55 名ということで、合格率は 60% 弱というような感じです。大体このくらいで推移しているのかなというところですが、ただ、現役と我々はよく呼んでいます、現役の合格者は 73% と、毎年、大体高いんですね。その年に能担の研修を受けて、その年に受けて受かるのは 70% なんだけど、残念ながら落ちこちてしまうと、翌年さらに翌年と受けられるんですが、なかなか時間がたってしまうと、というところは出てくるのかもしれない。

資料 3、4、5 と、この辺は本座談会の企画プロジェクトチームの皆様方が作ってくれた資料なんですけど、なかなか興味深くて、資料 3 は弁理士の登録の年次ごとの登録者数の割合ということで、2003 年に能担の試験がスタートしてということで、2001 年に合格した人は 5 割ぐらいは能担を受けているとかというふうに見ていくということです。

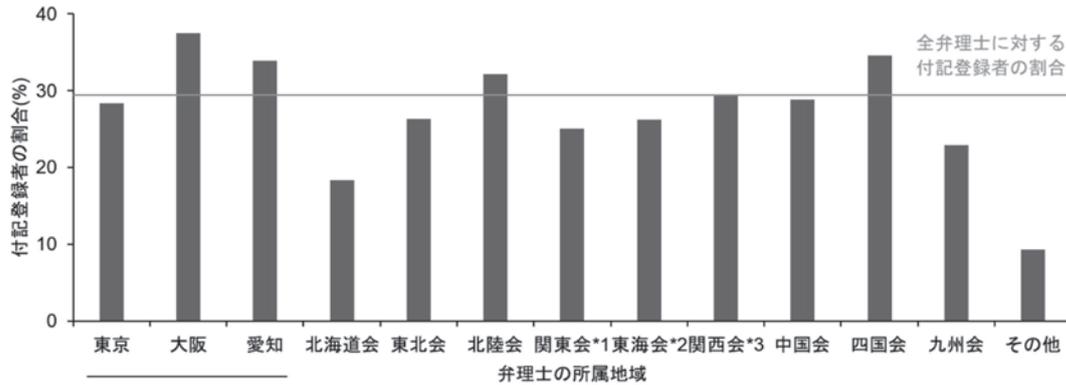


資料3 (抜粋) 弁理士登録の年次ごとの付記登録者の割合

こうして見ると、能担試験が始まるよりも前に登録していた人、既に弁理士で能担試験が始まったとなった人たちはやっぱり興味があったし、多分それなりに期待したと思うんですね。だから、ワッと受けると。それ以降の 2003 年より右側の先生方は、自分が弁理士になったときにはもう弁理士には能担という制度があった中で、なかなかそこに興味湧くのか湧かないかみたいところはもしかしたらあるのかもしれない。悲願だったというか、代理人になれるのを、弁理士としてそれを知るのか、それを知った状態で弁理士になるのかがちょっと違うか

なというようなどころがあります。

資料4、これは地域会ごとにどのくらいの付記登録者がいるのかなというところですが、先ほどからもお話がありましたように、東京と大阪で研修を弁理士会は毎年やっています。後藤先生のお膝元の名古屋、愛知は隔年で開催していると。あとは北海道だったり九州だったりとかで、ぼつぼつやったり、サテライト<sup>(4)</sup>でやったり、というような工夫はしているということで、ざっと見ると、日本全国に付記弁理士はいることは分かるかなと思います。人数的にはやっぱり東京、大阪、名古屋が多いんですが、弁理士全体の人数も多いので割的には、パーセンテージからは、こんな感じになるところかもしれません。

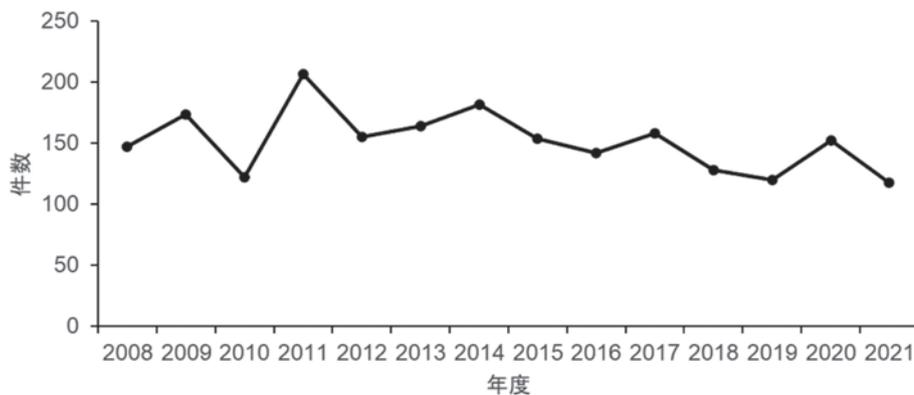


現地集合研修定期実施都道府県

- \* 1 東京を除く関東会管轄地域所属の弁理士
- \* 2 愛知を除く東海会管轄地域所属の弁理士
- \* 3 大阪を除く関西会管轄地域所属の弁理士

資料4 (抜粋) 地域ごとの付記登録者の割合

それから資料5です。先ほどの期待感みたいなものにも関わらないかもしれませんが、2008年から2021年までの特許の新規訴訟件数、侵害訴訟件数ですが、伸びているとは言えないというか、横ばいぐらいか若干減っているのかと。能担だけの問題ではないと思うんですが、こういう現状があるということです。



(参考文献)

「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究報告書」(令和2年3月) 法曹時報 71 卷 10 号、72 卷 10 号、73 卷 10 号、及び 74 卷 10 号

資料5 (抜粋) 地方裁判所における特許権訴訟の新受件数の推移

あとは資料6と7は、弁理士会がずっと定期的に毎年取っている特定侵害訴訟代理人としての関与実績アンケートの結果です。ちょっと細かいのであれですけども、特定侵害訴訟代理人としての関与経験がありますか、という調査です。能担を受講して付記弁理士になってから、侵害訴訟に付記弁理士として関与したことがありますという人が10%ぐらいになっちゃっているとかという記録もあります。つまり、90%の人は付記登録しているけど、実際の仕事では関与してないみたいなことです。それは先ほどの資料5にもあるように年間100件ちょっとの事件数で、原告と被告で倍必要だとしても、そのくらいの件数でとなると、実際に事件に関与する機会というかチャンスはなかなか巡ってこないのもあるのかもしれない。また事務所の性質とかによっては、ある先生に集中するというのも結構あるかもしれない。やっている人はずっとそれはやるんだけど、普通の特許事務所で普通にやって

いると、なかなかそのチャンスはないみたいなことです。事件をやっている先生のところにはいっぱい集まってくるみたいな、そういうところもあったりなかったりなのかなと資料から読み取れるところです。

ちょっと長くなってしまいましたが、資料の説明でした。これらの資料、また先生方の日頃感じていること、お仕事で感じたこと、いろいろなことの方面から御発言、御意見をいただければと思います。

### 3. 付記弁理士制度の現状についての見解

**【石橋】** このような現状について、まずはお話しいただければと思います。

後藤先生から、よろしいでしょうか。

**【後藤】** 私自身、もともと知財訴訟をやろうなどという高邁な理想を持って弁護士になったわけではございませんで、たまたま異業種交流会で知り合った弁理士さんから「先生、特許訴訟はやりますか」と言われたんです。独立直後で仕事がない、もう何でも食いつくダボハゼ弁護士状態ですから、「やります」と言ってお受けしたんです。

旧法時代の实用新案の事件でしたけども、争点としては出願前公知、要は客先に「こんなのができた」と言って、出願前に持って行った。それが無効理由になるかどうか。「これは前に見せちゃ駄目じゃないの」と聞くと、「例外がありまして、意に反した形で、なおかつ一定期間内なら大丈夫なんです。期間は大丈夫なんです」、「だったら任せなさい」と。要は持って行ったときに、これは「新製品でございます。秘密ですよ」とちゃんと説明した、そこを言わせりゃいいんだったら、それはもうこっちの領分です。

私の修習時代の指導弁護士は「弁護士は何でもできるんだ」というのが口癖の人でした。修習時代に特許侵害訴訟の訴状の起案をしたんですが、訴状を作るときに、出願関係の書類は一切チェックしてないのです。弁理士さんとの打合せもしてない。これは負けるわねということは感じました。ある意味で、弁護士ができるとはいうものの、それは法律上できるかもしれないけども、本当に中身のあるもの、特に権利無効などが争点になるとするならば、そういう資料集めは絶対に弁理士さんのほうが一日の長がある。ただ逆に、裁判官は文系の方ばかりです。そうすると極端なこと言うと、最先端の特許になると、フィリピンの山奥の方言じゃないですが誰も分からない。でも、社員が一生懸命説明して、何とかタガログ語ぐらいで説明する。弁理士さんは技術があるから、それを聞いて、英語ぐらいにして僕に説明する。私はその片言の英語を聞いて理解して、裁判官に説明する。だから、むしろ我々が素人であることによって、同じ知見がない裁判官に我々が理解して翻訳することで説明できる。一緒にやっていると分かるんですけども、弁理士さんは、無効審判がメインだからでしょうか、裁判所は分かってくれるということで結構すっ飛ばした形でボンと書かれちゃうことがあるんです。我々が見たら、ちょっと待ってよ、何でこうなるの、この用語は何ですかというのを一応分かりやすくフォローしないとイケないんじゃないのかなと思います。そういう意味で言うと、やっぱり知財訴訟は弁護士と弁理士がペアを組んでやる。そこに意味がある。

例えば不競法なども、これが商品等表示に当たるかどうかというときに、過去の意匠などの出願を調べた上で、それも1つの参考資料になる。そういうところに関していうと、やはり不競法も含めて知財訴訟は弁護士と弁理士がペアを組んでやるべきだと思っています。そういう意味で言うと、紆余曲折はあったとは思いますが、現在の共同代理というシステム、これはある意味では知財訴訟の理想の姿になっているんじゃないのかなという気はいたします。

あともう一点、この制度ができるまでは、少なからぬ弁理士さんは「僕はもう出願でお腹がいっぱいだ。裁判は弁護士に任せるんじゃない」という方が結構多かったと思いますが、少なくとも弁理士さんに対して侵害にも関わるインセンティブというのかな、それは1つの動機付けになっているんだろうなと思います。

もう一つ言うと、東京、大阪は知りませんが、名古屋くんだりで、いきなり企業から知財訴訟が来るのは非常にレアなんです。大方、弁理士さんが持ってくるんです。端的に言うと、類似品が出たということで営業に情報が入り、知財担当に相談が行って、よく分からないから弁理士さんに相談が行って、弁理士さんが「これはほっといちゃいけないよ」ということで、こっちへ来るわけです。その意味で言うと、特許裁判を増やすためには、弁理士さんの意識、弁理士さんがそこで「やめときましよう」と言っちゃったらもう終わっちゃう。この点で、この付記制度は、まだなかなか結果が出ていませんけども、事件を増やすことにもいいんじゃないのかなと思います。

あと最後ですけども、共同受任の関係で、無効審判にも我々弁護士と一緒に関わることが増えてきたんじゃないかと思います。恐らく審決取消訴訟の中で我々も一緒に関わり、我々が少し手を入れるというのは、恐らく裁判所との関係でも無駄ではないんじゃないかと思っていますが、その辺は高部先生にお任せします。

**【石橋】** ありがとうございます。そうですね。すごくいいお言葉を、理想の形というのは本当に弁理士にとっても励みになるなど。弁護士の先生がそう考えてくれているのはすごく励みになるなどと思います。

そうですね。高部先生からは裁判所の立場からということでお話をさせていただきたいので、まずは弁護士の先生方ということで。もちろん高部先生も今は弁理士なんですけど、ちょっとお待ちいただいて、村西先生、お願いしていいですか。

**【村西】** 事前にいただいた座談会の次第に書いてある項目をあらかじめ拝見しているのですが、そこに、「侵害訴訟の場面及びそれ以外の場面で、付記弁理士として弁理士が活躍しているのか」という項目があります。例えば技術的な点に関する理解とか説明とかという点に関しては、補佐人でもものすごくできる方もいらっしゃるし、付記弁理士であっても微妙な方もいないわけではないです。ですので、付記の資格を取ったから、いきなりスーパー弁理士になるということではないんだろうなどは承知しているんですが、ただやはり、知財訴訟に関わる弁護士の立場からすると、付記を取っていることは民法と民事訴訟法を勉強して、能力担保研修も受けて、ちゃんと侵害事件への対応とかその書面作成を学ばれて、合格によってそのバーを越えられていることになるので、安心感がありますよね。民法とか民訴の用語とかを当たり前にも話しても、ちゃんと受け止めて返してくれるというか、そういうところが付記弁理士にはあるなどと思っています。

合格された人で私のゼミ出身の方からは、確かに侵害訴訟に代理人として関与する機会そのものはないというお話を伺うことが多いんですけども、ただ、付記を取った過程の中で民法を勉強すると契約を勉強することになるので、知財契約に関する理解が深まったとか、あるいはクライアントから「ちょっと教えて」と言われたときに自信を持って対応できるようになったとか、あとは侵害事件を意識して明細書を書くようになったとか、そういったところで、事件に代理人として関わるという価値だけに特化しては駄目で、それ以外のところも含めると、やはり付記の資格を取ることには非常に意義があるんだろうなどと思います。

確かに事件が増えないことには代理人としての関与はできないですし、先ほど、石橋先生がおっしゃったように、事件を持っている人とそうでない人で結構差があるのも事実です。「また、あなたですか。ありがとうございます」みたいな弁理士さんは必ずいて、よく仕事を持ってきてくださる方がいらっしゃるわけなんですけど、事件そのものを増やすのは弁理士や弁護士だけではどうにもできない部分があるので、そこにはとらわれずに、付記弁理士の数を増やして行って、侵害対応とか侵害を視野に入れた様々な、従来の弁理士ではやらなかったようなところですかね。そこも含めて業務範囲を拡大していくことには大きな意義があるのかなと思っています。

**【石橋】** ありがとうございます。

弓削田先生、いかがでしょう。

**【弓削田】** 両先生が大分詳しくお話をされたので、さらに踏み込んで言うべきことはなかなか無いんですけど、私の場合、登録して間もないうちに何件もの特許権侵害事件を担当させていただいたのですが、まさに弁護士登録したその月、つまり 2000 年 4 月にキルビー判決が出ていました。ですので、特許権侵害訴訟では充足論・無効論が当然セットになっていたんですけど、その頃は弁理士の先生はやはり無効論をメインに担当し、充足論は弁護士メインというところがあって、弁護士と弁理士の役割は結構きっちり分かれていたような印象です。ですけど、付記弁理士という制度ができてから、両者の垣根はすごく低くなったなどと思います。弁理士も充足論はもちろん、民事訴訟法的な問題に対しても意見や助言をくださいますし、逆に弁護士も、弁理士にお任せするのではなくて、弁理士のご意見を聞きながらも、弁護士が無効論の主張を起案するということがもざらにありまして、名ばかりの共同代理ではなく弁護士と弁理士の役割の融合性は本当に高まってきたなどと思います。

なので、これはまた後で高部先生にもお聞きしたいのですが、最近の代理人のレベルが上がっているんじゃないかなと勝手に思っているんですけど（笑）。やっぱり私が弁護士登録した頃、相手方になった知財弁護士を名乗っている方でも無効論は弁理士に投げっ放しなものですから、読んでもいても法的に整理されていなくて何を主張し



たいのかさっぱり分からない、そういった準備書面が出てきたりしていました。ところが、最近はその訳の分からない準備書面は少なくなったなど。だから、無効論ってどうしても主張が長くなってしまいうのですが、やっぱり書いてあることは非常に理解しやすくなったかなというところがあって、その辺、代理人間の協働体制を構築するにあたって付記弁理士制度はすごく大きな意味を持つ制度ではないかなと思っています。

なので、確かに訴訟件数は横ばいですし、経験したことがない弁理士さんもたくさんいるのは分かるのですが、やはり、付記弁理士はい

ざというときのために取っておいていい資格なのかなと。あとは先ほど石橋先生も、付記試験が始まった最初の頃は受験資格を取るのさえ大変だったというお話がありましたけど、現行の能力担保研修や付記試験も尚挑戦するには若干ハードルが高いなと思う部分があります。ただ、それだからこそ、レベルの高い付記弁理士が誕生するのだと言われてしまえばそうなんですけど、もう少し付記試験を受験しやすくなったら、もっと受験生が増えるのかなという気もしたりして、そこはまた後の話なんだろうけど、そこはちょっともったいないなと思ったりしています。以上です。

**【石橋】** ありがとうございます。

では、高部先生、お待たせしました。裁判所側から見るとどんな感じかなというところを、現状をぜひお聞かせいただければと思います。

**【高部】** ありがとうございます。私は平成6年に初めて東京地裁知財部の裁判官になりまして、その後、最高裁の調査官を経て、平成15年という付記制度ができた年は、私は東京地裁知財部の部総括になった年でした。東京地裁知財部には、最高裁調査官に異動する前4年間とその後の4年間と、前後2回勤務したのですが、最高裁に行く前の東京地裁知財部での経験と、その後、最高裁から帰ってきた後、東京地裁の部総括をやり始めた平成15年以降は、知財訴訟はすごく変わっていました。初めの4年間という時期はキルビー判決が出る前ですので、無効審判も非常にゆっくりとやっておられたし、侵害訴訟も何年もかかってじっくりと審理をしていて、なかなかビジネス訴訟には向かない状況だったと思います。その間、平成10年前後に「知財立国」ということが非常に強調されて、知財事件が非常に注目をされた時期があったのです。事件が多くてすごく忙しかつたですけども、大変勉強になる事件も多く、平成12年にキルビー判決が出た後は侵害訴訟でも無効の判断をするようになりました。

そういった時期の平成15年に付記制度ができたというのは私としては感慨深いものがあります。特許権侵害訴訟で、訴訟指揮をしていますと、代理人のほうも、すごくスピード感がありましたし、何が大事な主張なのかをよく考えて主張立証をされるようになったと思います。判決を書くときに一番気になるのですが、「上記訴訟代理人弁理士」と書くのか、「上記補佐人弁理士」と書くのかということで、特定侵害訴訟代理権を持っておられる方と持っておられない方は判決書の中でまず異なる形になっています。振り返って、訴訟の進行段階でも弁護士とよく協働して働いておられたんだろうと思っています。

ただ、私は「単独出廷」というような希望を聞いたことがなくて、大体いつも代理人弁護士の方と一緒に出廷をされると、何となく中身は弁理士さんが考えているのかもしれないんですけど、ちょっと打合せをされて、立って釈明に応じたりするのは弁護士であるということが多くございました。

知財高裁に参りますと審決取消訴訟があるので、弁理士の方はどなたでも代理権がもともとあったわけです。ですから、高裁にいますと、あまり弁理士が代理人と名乗って訴訟行為をされることに違和感がないのですけれども、地裁ですと侵害訴訟だけなので、やはりそこに弁理士がどのように関与しているかはとても気になるところで

した。

弁理士の方も出願を中心になさる方と訴訟もやるという方がいらっしゃると思うんですけど、自分の出願した権利が最後、どういうふうに関利行使ができるのか。例えば無効の抗弁が出たので、訂正請求をせざるを得ないとか、いろいろなことはあるのではないかと思います。そうやって、どんどん成長されていくのではないかなと思うので、こういった制度は、もっともっと発展してほしいと私は思っております。

先ほどグラフを見せていただいて、1,000 人近い方が受験していた年があったのに、今は 100 人ぐらいなんですね。かなりの方がもう資格を取られているのもあるのかもしれないですけども、若い世代に、どうやったら魅力的な制度になるのかは弁理士の方たちの中でも十分に検討をしていただくべきことではないかと感じた次第です。

**【石橋】** ありがとうございます。

そうですね。資料 3 だと、弁理士で付記を持っているのは全体だと 29.4%で、ちょうど 3 分の 1 ぐらいが全体で持っている感じなのかなというところですね。弁理士の試験もちょっと尻すぼみ感があって、弁理士の志願者もなかなか減ってきて、合格者が今は毎年 200 人ぐらいですかね。なので、弁理士の自然増は 200 人、でも、亡くられる方もいるとなると、なかなか増えていかない状況なので、そうですね。ただ、付記の割合は本当は増えていてもいいはずだと思うんですけどね。もうちょっと頑張らなきゃいけないと思います。

それでは、弁護士の先生、それから裁判官としてのお立場として高部先生からお話がありましたが、これを踏まえ弁理士側の意見という感じで、中川先生、一言お願いできればと思います。

**【中川】** 今お話を聞いていて、確かに私も能担が始まる前から弁理士をやっているの、付記制度ができたときには憧れがありました。共同とはいえ、訴訟代理権をいただけるのはすごく大きいことだと感じたのを覚えています。

受験生がだんだん少なくなっていると先ほどの御指摘もありましたが、弁理士会側のプロモーションも下手だということもあるかと思います。何か付記を取って、自分にプラスになるということをもっとうまく伝えていかないといけないと感じました。プラスになることは、村西先生も指摘されていましたが、裁判所に行って訴訟に関わるとかということだけでは決してなくて、侵害訴訟を理解していれば、明細書を作るときから、クレームを考える際のフィードバックはありますし、お客さんに対して弁護士さんをわざわざ通さなくても、侵害訴訟とはこういう流れで、もし訴訟になったらこうなるんですよという説明能力もある程度持てるようになります。そういう点では弁理士にとって非常に大切な能力だと思っています。

その上で、弁理士会の役職を経験した人間からみても、この制度は非常に貴重な制度なので、この制度がなくなったらと思うととても怖いんです。もし能担制度がなくなることがあれば弁理士会の財産の大きな損失なので、我々弁理士側がそこはちゃんと自覚して、この制度をしっかりと続けられていくような仕組みをつくっていかなくちゃいけないと感じています。この制度がある／なしでは弁理士の質が全然違ってくるんじゃないかと思っていますので、我々が真剣に考えるべきところだと思います。

#### 4. 付記弁理士に求められること

**【石橋】** ありがとうございます。

そうですね。先ほど後藤先生からも、何をしゃべっているか分からない技術者と、あとは裁判官と弁護士の先生がいて、ある意味、そこの通訳というか、どっちの言葉も一応使える、何となく分かっているような弁理士がタガログ語で聞いたのを英語で答えて、先生方にお伝えするみたいな。僕も役割はそこかなみたいなところは思います。なので、弁理士には理系が多いので、技術のことを一応知っているところと、あとは最終的に戦う訴訟の場は弁護士の先生、そして裁判官に理解してもらおうところでのテクニックがあって、その間にうまく入れるのが弁理士なのかなと。そこが活躍の場所なのかなとは思いますが、そのために何かこれをしてほしいとか、この辺をやったらいんじゃないみたいな何かアドバイスをいただければ。

**【後藤】** 直接のお答えになるかどうか分からないんですが、特許裁判をやっていると、ある意味で弁護士は責任がなくて気楽なんです。例えばクレームの中に必要のない限定を付けちゃったから逃げられたとか、もしくはク

レームが広すぎちゃって潰れちゃったとか、そういうのをよく経験するわけです。申し訳ない言い方をしますが、特許裁判で弁護士に責任はないんですよね。逆に言うと、裁判を経験する中で、恐らく弁理士さんとして、いざ権利行使したときに、この余分な限定をつけちゃった、これをもうちょっと広い概念にしておいたらよかったんだとか、非常にいい勉強になるんだろうと思います。その意味でも侵害訴訟でどこで負けたのか、自分が担当すれば一番勉強になるんで、代理権を得た中で、そういうのを見ていくのは恐らく明細書のレベルが上がるんだろうなと思います。

弁理士さんが一番忙しいのは3月末だという話は聞いてます。要は予算消化のために特許出願するのがいっぱいあるんでしょうが、そんなのばっかりやっていけば、質は落ちると思うんです。本当に裁判に勝てるような明細書を書こうとすると、それは侵害訴訟を経験するのは非常に大事なことなんだろうなという気はしております。

**【石橋】** ありがとうございます。

村西先生、何かありますか。レベルアップみたいな、これをやっつけばと。まあ、これをやっておけばというのはないかもしれないんですけど。

**【村西】** でもやっぱり、リアルな訴訟を代理人、付記弁理士として経験できるかどうかという事件数の問題もありますし、また仮に事件数があっても、たまたま自分のところにその事件が来るかという問題があると思うので、そうすると、そこはやっぱり研修でフォローするしかないのかなと思っています。

以前、どこかのタイミングで、ファイナルというふうに研修所から銘打たれて終わってしまった『侵害訴訟実務研修～今だから話せる訴訟アレコレ』という研修があって、メインの講師は三村量一先生と小松陽一郎先生で、そのお2人が様々なトピックについて丁々発止のやりとりをしているのを東京会場だと司会の私が仲裁に入るというような、仲裁に入る身にもなってくれというようなすごい研修があったんですが、幸い評判はよく、皆さん、付記を登録されても事件そのものはないだけけれども、そこで聞いた内容がまた後で生きたみたいな話を後で伺うこともあって、毎年やる必要はないのかもしれませんが、しばらくやってないと思いますので、そういった形で疑似体験をしていただく機会があるといいのかなと思います。

今日いただいた資料の最後のアンケートですか、付記弁理士としての御意見・御要望があればという。これはいつ取ったものですか。

**【石橋】** 令和2年ですかね。

**【村西】** そうなんですね。比較的最近ですね。やっぱり付記弁理士研修をやってほしいというような御意見はあるようなので、確かに訴訟で実体験するのは難しいし、また、今、知財高裁のホームページも非常に充実していて、判決の要旨も上げてくださっていて、使い勝手はかなりいいんですけど、でも、いきなりそこを見てもという部分もあるのかなと思うので、実際の事件をベースにしながら、勘どころというか、そこをつかめるような研修も、先ほどの『侵害訴訟実務研修～今だから話せる訴訟アレコレ』とは別にあっていいのかなとは思っています。

**【石橋】** なるほど。そうですね。昔、確かにフォローアップ研修とかをやっていましたよね。

**【後藤】** 東京、大阪はやっていて、名古屋でも付記後研修を始めたところでコロナになっちゃった。講義じゃなくて、10人ぐらいで何回かの連続講座で、具体的事件をモチーフにしてという付記後研修をちょうど始めた矢先にコロナになっちゃったんですけどね。数との関係では、どうせやるならやっぱり少人数で、1つの事例を参考にしながらという形で、付記弁理士対象の研修ができていくといいのかなという気はしますよね。弁護士サイドの負担は大変かもしれませんが。

**【石橋】** そうですね。ありがとうございます。貴重な御意見でした。

弓削田先生は……。あ、どうぞ、中川先生。

**【中川】** 今、アンケートの話が出たので。このアンケートの中に、「いかに訴訟まで持ち込まず、短期間に紛争を解決し、ビジネスの障害を除去することも重要なので、付記資格を有する弁理士が紛争初動に関与することで、紛争を未然に防いでいるかという見地から、この資格をプロモートするのも一案かと思っております」と書いてあります。実を言うと、私は付記を取る前に3件補佐人に関わったんですけど、付記を取ってからは1件しかなくて、訴訟で実際に裁判所に行くことは少なくなっている気はします。しかし、警告書をクライアントさんが受けるのは決

して減ってない気がするんです。そのときには弁護士さんのお力を借りて、返答したということがあって、裁判にはならない紛争はいまだにそれなりにあるという認識を私は持っています。そういう点では、付記は有効なんじゃないかなと。弁理士が付記研修を通じて知識を得ていることは、世の中に貢献しているんじゃないかなと思っています。

**【石橋】** ありがとうございます。

**【高部】** 一つ付け加えさせていただきたいのですが、今、侵害訴訟での争点は充足論と無効論が中心だといいますが、実は損害論もすごく大きな争点になっているのです。損害論は弁護士の仕事と、もしかしたら弁理士の先生方は思っておられるかもしれないのですが、特許権侵害による損害は、やはり民法上の不法行為に基づく損害としてどうやって算定するのかなので、民法の知識がない状態で損害論を論ずるのは問題があると思います。それは、ひいてはクライアントが示談をするといったときにも、どのくらいの金額が妥当なのか、そういったことを考えるときにも役立つ話なので、民法・民訴法の知識は必要だと思います。

それから先ほどから、どちらかというの特許の話が多いですけども、弁理士の方の仕事が法律で拡張され、業務が増えてきていて、著作権などにも関与できるようになっております。例えばデザインが盗用されたときに、どの法律で、どういう根拠で相手方にクレームをするか、警告書を出すときも、著作権法に基づいて応用美術の著作物性を言うのか、それとも不競法の形態模倣とか、周知商品等表示で行くのか、それとも意匠権をちゃんと取っているのか、あるいは立体商標に基づいて請求するのか、そういう知財法全体を俯瞰して理解していないと、クライアントのための本当の助言はできないのではないかと思います。そういう趣旨で、幅広い知財一般の知識、それにプラス民法、民訴法、会社法とかも含めてですけども、理解をしていただいた上で知財のアドバイスをしていくことは、非常に重要なことだと思います。

**【石橋】** ありがとうございます。

**【村西】** おっしゃるとおりで、確かに損害論は弁護士丸投げという部分がなくはないんですが、でも最初にクライアントに届いた警告書とかについて相談を受けるのは弁理士さんだったりするんですよね。で、訴訟になるという話で弁護士の所に来て、途中の交渉の経過とかを聞いたら、損害賠償請求を受けていて、こちらとしては払ってもいいんだけど、変動費以外の固定費の部分も全部引かないと応じないみたいなことを言われて。限界利益説を知らないから、そういう話になってしまっていて、「裁判になっても固定費は引けないんですよ。その話をちゃんとクライアントにしましたか」と言ったら、「いや、クライアントの社長が全部、経費は引けるだけ引けと言ったもんで」と、右から左ですかみたいな話もあってですね。やっぱりそれは能担などを受けていれば当然、損害論は学んでいるはずですし、毎年、試験問題にも出ていますし、適切に対応できるはずなんですね。知財高裁の判例が出そろってきている部分もあり、そういうのを知ることができること自体に能担～付記試験合格の価値がやっぱりあると思うので、これらを通じて、今、高部先生がおっしゃったとおり、そういうところもカバーできる強い弁理士になれるというか、そういう話になるのかなとは思っています。

**【後藤】** 今年、能担研修の法曹倫理の問題で、警告書を弁理士さんが単独で出した、その文面に問題がある、そんな問題が宿題で出たんです。講師の間で話題になったところなんですが、弁理士さんは真面目なんで、警告書や回答書を送ると余分なことまでいっぱい書きちゃうわけですよ。御社は弊社の特許を侵害していると言うと、おたくの特許は何番の特許でございましょう、これはこう書いてあるんだけど、うちはここが違うんだからこうなんだと。そこまで書く必要があるんだろうか。弁護士はざるこいですから、中にはうちの特許を侵害をしていると、あえて権利番号を書かずに、どれで答弁してくるかによって使う権利を変えようとか、いろいろな場合があったりするんです。もっと言うと、そもそも論で、裁判するのに警告書は要件じゃないですよ。どうせ証拠保全からやるんだったら、警告書なんかはむしろ有害なわけですし、そこら辺も含めて、弁理士さんが警告段階で関与するのは大事な要素かなとは思いますが、ちょっとリスクなのは、そこで裁判になったらどうなるか。損害がどのくらいなのか。勝ち負けはどのくらいなのかと。その点について弁理士さんの知見と同時にやっぱり弁護士と一緒にどういう形で答弁したほうがいいのか検討する必要がある。

弁理士さんによく言うんですけども、我々が警告書に対する回答を出すときに微妙なニュアンスを入れるんで

す。示談してもいいんだよという場合はそういうふうに書きますし、そうじゃないときにはパシッときつい文書を書いたり、これは相手によっても変えますよね。そこら辺のところは、弁理士さんは、ある意味で、くそ真面目なもんだから、ステレオタイプに同じ形で対応されることが多い。そこはやっぱり餅は餅屋というところがあるので、できる限り弁護士と一緒にやってやったほうが安心だよというのは、実は先日も法曹倫理で出ていた話題ではございます。

**【石橋】** ありがとうございます。

何か明るい気持ちにというか、先生方のお話を聞いていると将来は決して暗くはないなと。たくさん弁護士の先生にも味方がいて、我々と一緒にやっつけていけるんだらうなというところは見えてきたように思います。

## 5. 研修及び試験についての見解

**【石橋】** この明るい未来を、より明るくするため、照らすために、この後、研修とか試験とか、この辺で何か先生方が思うことがあれば。もちろん法律で決まっていることなので、この座談会でしゃべったことが、すぐ我々だけで何か変えられるかとか、そういうことはなかなか難しいとは思いますが、ただ、先ほども弓削田先生にもチラッとお話しいただきましたが、もうちょっとこんな勉強をしたらいんじゃないかとか、こういう試験制度があったらとか、こういう研修をしたほうがいいんじゃないのかとか、その辺、日頃の業務や日頃思うことから感じる研修とか試験について、ちょっとお話しただければなと思います。

弓削田先生、お願いしてよろしいでしょうか。

**【弓削田】** そうですね。さっき村西先生からもお話がありましたけど、やはり付記弁理士という資格を取ったら一体何ができるのか、どこにその楽しさがあるのかといったところをやはり弁理士会としてもっとアピールすべきなのだろうなと思います。

付記試験に受かって資格を得ると楽しいことがあるのだと、仕事も広がるのだというところがまず1つ目の車輪だと思うのですが、もう一つの車輪としては、そうは言っても資格を得ても訴訟代理人を経験できないのだから意味がないじゃないかと。そうすると、確かに頭でっかちというか付記弁理士として活動するための知識は入ったのかもしれないのですが、実際の実務の勘どころなんて、これは訴訟代理人を経験しなければ学べないものです。だから、どういうやり方をするのが正解かは分かりませんが、司法研修所制度とまではいかないにせよ、手弁当でもいいから、やっぱり生きた事件を弁護士や付記弁理士と共同受任するとか、サポートに入って一緒にやるというようなことを弁理士会であっせんするようなことが考えられないかと。付記弁理士の資格を持っているわけですから、訴訟代理人として活動することは法律的に何の問題もないわけで、そこは無償なり、すごく低額でなのだけれども一緒に現実の訴訟をやらせてみて学ばせるというようなことをしないと、多分、裾野が広がらないなと思います。もう一つの車輪として、そういう実体験でやるものがやはり必要なのではないかなと思います。

それともう一つは付記弁理士制度の宣伝の話です。弁理士の中に付記試験を知らない人はほとんどいないと思うのですが、それをもう少し弁理士会として世間に宣伝すべきであると思います。要するに、名刺にこの肩書きが書いてあるとすごいでしょ、ということがあまり世間に認識されていなくて、下手すると知財部の人でも「付記弁理士って何ですかね？」みたいな感じになってしまっているのではないかと。ただ何か「特定侵害ナントカ業務云々」と名刺の肩書きに書いてあるけどそれが何なのか名刺をみただけでは認識してもらえないのですよね。まあ、企業の知財部ならまだ分かるけど、もう法務部くらいになるとさっぱり分からないかもしれない。そういう意味で、世間への周知をもう少し弁理士会を挙げて力を入れるべきではないかなと思います。そうしないと、会員の誰も時間と費用をかけてまでの魅力を感じて挑戦しようと思わない。付記弁理士の資格を持っているから、補佐人よりももう少しお金をもらえるよとか、そういうちょっとしたことのノウハウもなんか全然蓄積されておらず、かといって口づてでどこかで広まっているわけでもなさそうなので、そういうところを積極的に会員に展開していったらどうかなと思っています。

**【後藤】** やっぱり名前を変えなきゃ駄目よ。さっきも言ったんだけど、今回でも、付記を持ってながら書いてない弁理士さんの名刺があるじゃないですか。さっきも言ったけど、松阪牛で地域団体商標は松阪牛だけど、GIマー

クは特選松坂牛じゃないですか。特選松坂牛のほうが少なくて、グレードがいいと、みんな分かっているじゃないですか。特選弁理士とまでは言わないんだけど、弁理士会は商標権だとかブランド戦略の本家じゃございませんか。飯の種にしておられる弁理士会にしては、この付記弁理士はしょぼい肩書で、言っては悪いけど、若い弁理士さんが得々と名刺に書けないような肩書なんて、これはベケですよ。ぜひこのネーミングについて、若い弁理士さんから見て「苦勞して取った資格で僕は偉いんだよ。すごいでしょ」と言えるようなネーミングをぜひ考えていただきたいのがまず一点だろうと思います。

あともう一点ですけども、弁理士さんは結構真面目なんですよ。あまり弁護士の御厄介になることないわけです。借金を踏み倒す人もいないし、離婚になる人も少ないし、弁護士と個人的に仕事を頼むことはあまりないじゃないですか。20 万しかもらえない事件だってあると思うんですよ。そうすると、知財をしてくれるような弁理士さんとどこでアポイントを取ったらいいんだろうかと。これは日弁連サイドの問題もあると思うんですけども、例えばせいぜい損害賠償額が 300 万とか、そんなような事件で、大先生のところに行ったら費用倒れになっちゃうんじゃないか、そういう恐怖感があるんじゃないか。しかも東京だし。例えば岐阜の中小企業をクライアントにしている弁理士さんにはそういうところがあるだろうと思うんです。そうすると一つ、知財に興味を持っている弁護士と弁理士さんをどうつなげたらいいのかなと。

昔、サテライト研修を札幌でやったことがございました。そのときにサテライトでやる、対面じゃないとするとせめてチューターをつけたほうがいいんじゃないかと、こちらからお願いした。要は授業を聞いていて、どうしても画面上で手を挙げたって、なかなか分からないわけですよ。その場で聞きにくいところもあるとすると、比較的若い世代の知財に関心を持っている弁護士がチューターについて、終わった後にも喫茶店でも行って少し質問を受けるだとかね。そういう形で何かあったら、「ちっこい事件だけだけど、先生、お願いできますか」というようなね。そういうきっかけになればいいなということで、実は札幌の先生を紹介してチューターについていただいた。恐らくですけども、そこで集合研修を受けた人は名刺交換していると思います。何かあったら一遍、相談だけでもいいから行こうかということで、少なくとも札幌にたくさんいる弁護士の中で、この先生は知財に興味を持ってやってくれているんだと分かるじゃないですか。そういうような機会がつかれないのかなと。

今回、ウェブ研修もありました。それはそれで利便性ということでは意味があるとは思いますが、例えば、ずっとウェブでやるんだけど、エリアごとに研修の中で 1 回か 2 回ぐらいはどこかに集まって、これまでの授業で分からないところを、地元の比較的若い弁護士がチューターとして行くことになると思うんで、そんな弁護士とやり取りができると。そういう形が出来たら良いなと思います。

地方ではまだまだちっちゃい事件がいっぱいある。

もう一つ、やっぱり小さな事件であっても、一つ前向きに解決できると、クライアントはとっても喜ぶんですよ。私がやった 20 万の事件もそうでした。動いた金は少しだったが、相手から「今後はやりません。やる時にはロイヤリティーを払います」という形で解決ができました。それによって依頼者は、やっぱり特許を取っておいでよかったなと。逆に言うと、弁理士さんから見ると感謝されるわけですよ。僕が特許を取ったことで、こうなったんだと。やっぱりそういう実体験を積むこと、これが一番いいことではないのかな。

実は日弁連も弁護士知財ネットという組織を作りまして、何とか日本全国で弁護士にアプローチできるようにという組織はつくってはいるんだけど、あまりまだ知られていない。これは我が社の問題なのかもしれないんだけど。だから、研修なら研修を通じて、サテライトでもいい、ウェブでもいいんだけど、じゃ、九州なら九州エリアの人たちが 1 日か 2 日だけでいいから、希望者だけでいいから、よかったら福岡においでよと。そこで過去の研修で分からないところを質問を受ける、そんなことができれば良いと思います。

だから逆に言うと我々から見たら、講師の連中に「終わったらすぐ帰るんじゃないかと、喫茶店ぐらい付き合ったらよ、おまえら。報酬は安いかもしれないけども」ぐらいのことは言わなきゃいけないのかもしれない。何かそういう形で、少なくとも対面で授業をやっているのを受けた人は、少なくとも講師の名前は覚える。何かあったら、講師の人に相談しようかと。そういうのが地方でできないのかなと思う。

**【弓削田】** 過去に日本弁理士会と二弁でビジネスマッチングの集まりみたいなものがあったのです。私の事務所

もイソ弁 3 人を連れて参加したのですが、各事務所紹介の後で懇親会になって話を聞いたら、「ガチ過ぎて頼みにくい」と言われてしまいました。だから、ガチガチの知財専門の法律事務所には気軽に相談しにくいと。弁理士が弁護士にもっと気軽に相談できる環境になるといいですね。

**【後藤】** だから、弓削田先生が出ちゃ駄目なんですよ（笑）。

**【弓削田】** そんなつもりで参加していないのですが、「ガチ過ぎて頼みにくいです」と言われたので、イソ弁だけ参加させておけばよかったなと思いました。

**【後藤】** むしろそのほうがいいと思うんですよ。大先生の弓削田先生に頼もうと思ったら、お布施が相当要るだろうと思っちゃうじゃないですか。若い先生で、飲み会の中でカラオケなんかに行った中で、「先生、ちょっと小さな事件だけど相談していいですか」と。弁理士さんのほうが弁護士にえらい気を使っているというのかな、敷居が高く思っ見えるような気がしないではない。

**【中川】** 人によりますけれど、試験に受かりやすいように資料を作ってくれたり、本当に御尽力いただいている講師の先生もいらっしゃるの、今は講師の方と受講生は結構近いんじゃないかなという気がしています。そういう点でも、良い研修なんじゃないかなと思っています。

**【後藤】** ちょっと悩んじゃうんですね。全部、対面であれば受講生に言えるんですよ。授業が終わった後に、夕方の 4 時半ぐらいに終わったとすると、何人かで講師にお願いして、ちょっと喫茶店に引っ張り込んで、それで質問のやり取りしたらいいじゃねえかと。ただ、ウェブでやると不公平になっちゃうものだから、そういう指導をしていいのか悪いのかと逆に悩んじゃうんです。だから逆にウェブであっても、そういうチャンスを与えるような何か機会があるといいのかなと。特に地方でいうと、知財を扱う弁護士自体があまり多くないだろうというところがあって、それはちょっと残念なのかなという感じはします。

**【石橋】** いや、本当、積極的な御提案をいただいて本当にうれしい限りです。我々もまさにそこは今悩みどころで、コロナがやっと明けてきてと。コロナのときは完全にウェブ化をして、それはそれでメリットもあったし、地方の方が受けやすくなったりとか、それはそれでとてもよかったんですけど、つながりとか、そういう面ではやっぱり問題があるだろうというところもありますし、そこら辺はみんなでもた研修所全体で、弁理士会全体で考えていかなきゃいけないなと思っていますが、本当に講師の先生方、弁護士の先生方が、リアルがいいよと。そこを言っていただければ一番うれしいことです。まあ、どちらかに完全になることではないんだろうなとは思いますが、いいところを取って。

**【後藤】** これはしゃべっていいのかな。昔、試験委員をやっていた頃に、研修について、あの頃、私と、東京と大阪の先生の 3 人で試験委員だったときですけども、名古屋の数がちょっと少ないから、リアルじゃ駄目だという話が出てきましてね。何でやねんという話を聞いたら、何か独立採算でやっているそうですね。受講生が少ないから、サテライトじゃなきゃ駄目、リアルは駄目だという話がありましてね。そのときに 3 人雁首そろえて、「できる限りリアルでやってちょうだい」と。サテライト会場で画面で見ただけじゃなくて生の声の話を聞いて、しゃべるほうも反応を見ながら説明するじゃないですか。だからやっぱりリアルに勝るものはないんだということで、たしかあのときに「予算がないなら講師料を多少下げてもいいから、リアルにしてくれ」と言ったら、講師料だけ下がっちゃったというね（笑）。

ただやっぱり、しゃべるほうから見ても、私も今回、法曹倫理ではあるんですけども、リアルとウェブ画面と両方<sup>6)</sup>ではあったんですけど、どうしても生のほうを見ちゃいますよね。法曹倫理だから試験に関係ないといえれば関係ないんですけども、ただやっぱり、できる限り希望があれば、もちろんウェブでなきゃ駄目なんだという人であればしょうがないんですけども、可能であるならばリアルでね。

もちろん正直言って、北海道なり九州でフル課目の講師を調達するのは結構大変です。特に意匠法なんて、あまり事件がないんですよね。だから、名古屋なんかでも意匠法の講師をどうするかは非常にハードルが高い。ただ、仮に北海道なり九州でリアルでやるんだということであるならば、恐らく東京からなり大阪からなり、もうそれこそ場合によっては半分旅行がてらで行って、授業の終わった後は家庭旅行をするとか、いろいろあると思うんですけども、少なくとも日弁連としてみれば、できる限り協力はすると思うんです。だから逆に言うと、独立採算だと

か、ごめんなさい、ケチなことは言わずに、希望がある限りできる限り、リアルでやっていただきたいなど。これはむしろ我々講師サイドからのお願いでもあるんですね。

もともと試験自体が落とす試験じゃないじゃないですか。だから、一定の基準にさえ達していればいい。ただ、そのときに我々から見ると、つまらないところが分かっておられない。極端なことを言うと、記録の見方なんです。我々出すほうから見ると何とか少しでもたくさんレベルを上げて受かっていただきたい。弁護士サイドからすれば8割受かったっていいと思っているんです。実はかなりそのように作っているつもりなんです。多くの場合、依頼者本人の陳述書の中に全部ヒントが書いてあるんですよ。ただ、それがうまく読み取れない。そういう試験だから、コツさえ分かればもっと受かるはずなのになという感じです。何とかもうちょっと、そういう意味で極端に言ったら、事前にそういうゼミをやっていたらね。それは国家試験だから、それがあまりいいかどうか分からないんだけど。

**【石橋】** 少なくとも弁理士会ではやれないんですね。

**【村西】** だからこそ、ゼミがあって。

思えば 20 年前に、重鎮級の先生方がたくさんいるゼミが、弁理士会館の地下でレジスタンスと称して始まったのを思い出しました。

**【後藤】** そういうゼミはやっていいの？

**【村西】** 自主研修ですね。当時は落ちた人が自主的に集まってやるというものでした。

**【後藤】** 落ちた人だったら、まだいいのか。

**【石橋】** 一応、特許庁から言われていることは、受験対策のようなことは弁理士会としてはやるなど。試験の対策みたいのをやるなど。

**【後藤】** ただ、受講生が集まって、逆に言うと個別にお願いするのは構わないんですね。

**【石橋】** はい。

**【後藤】** 分かりました。いいことを聞きました。

**【石橋】** 村西先生も講師の立場で、研修とか試験とかについて。

**【村西】** 能力担保研修は非常に意義があると思っています、一流の知財弁護士の先生から侵害訴訟に関する基本的で重要な事項を学べる非常に大きなチャンスというか、有用なんだろうなと思っています。ただ一方で、試験問題の傾向がどんどんどんどんエスカレートしている部分がありまして、ここにございますけれども、直近の問題で去年は意匠と不競法の営業秘密という「えっ？」と思うようなやつで、総ページ数 50 ページ、3 時間で書きなさいという問題が出たり、能担を受けた人でもちょっと意表をつかれるような問題が出ています。今回ご参考として、回覧した過去の問題をセレクトしたのは私ですが、高部先生が現役の頃に関与されたトレーニング箸の事件や Agatha Naomi の事件も入れておきました。



先ほど後藤先生がおっしゃったように、言い分のところを確かに丹念に読んで、うまく活用すれば、きちんと答えられるものの、ボリュームがめちゃくちゃあって、民法・民事訴訟法の小問とかも相当な分量で、事務処理能力を問うような問題になっている印象を受けます。こういう問題については、それなりに試験に向けて対策をしないと、なかなか合格率をキープするのは難しいのではないかなど。なので、先ほど後藤先生がおっしゃったように、能担の先生とくに講義が終わった後でざっくばらんに質問してみるとか、いろいろなことをして、上手に能担も活用していくのが大事なのかなと思います

けどね。

あと、能担は料金下げないといけないんじゃないですかね。ここで言ったからどうにかなることでは決してないと思いますけれど。

**【石橋】** ちょっと高いですか。

**【中川】** 確かに高いんですけども、後藤先生から独立採算と先ほどお話もありましたが、弁理士会が特許庁からの委託事業としてやっており、受講料の中で回しなさいと言われるためです。弁理士会もなるべく補助したいんですけど、多分、異議が出てしまうんです。

**【村西】** 今、20 万円でしたっけ。

**【後藤】** お上のせいだと聞きました。

**【村西】** お上のせいなんですね。そうすると、ちょっとどうしようもないんですね。

**【後藤】** 弁理士会はいいんだけど、お上のほうから、独立採算でやれと言われていたものだから、申し訳ないがというお話は弁理士会の方から承っております。

**【村西】** そうなんですね。費用対効果という部分もやっぱりあるのかもしれないですよ。時間も割かれるし、お金もかかるし、挙げ句の果てに合格したけれども、代理人の仕事はないじゃないかと。だからやっぱり、そういう短絡的に考えちゃいけないで、そうするとだから、付記弁理士になったら、さっき弓削田先生がおっしゃったように、こんないいことがあるんですよという明るい未来が開けますというような広報活動が必要なのかなと思いますね。

**【中川】** 私が能担研修を受けてよかったのは、契約のことが分かったことです。我々は権利をつくって、権利侵害を扱うことで債権が生じるという「不法行為大陸」に生きている職種なので、契約したこと自体で債権が発生して、そこで別の法理で動くんだというのは、多分、付記試験を通らない弁理士の多くが見落とす視点です。付記試験を勉強して一番よかったのは「契約大陸」があるんだということが分かったことです。弁理士は知財という田舎で法律をやっていて、話す言葉も知財という方言を話していて、法律の標準語というこんなに広い世界があるんだということを痛感しました。そこを弁理士が認識できるのは、この付記試験と能担研修なので、ぜひとも全弁理士が受けてほしいと、研修所長だったときに思いました。

**【石橋】** ありがとうございます。

**【村西】** 発想を転換するという意味でも付記の資格を取っていくのは大事ですね。民法・民事訴訟法の基礎研修を受け始めた時は、ほとんど皆さん、2 階建ての家の 2 階だけができていて、その土台というか、1 階に当たる一般法の部分がなく、特別法、「不法行為国」の状態で、かつそこに職権主義的な発想で完全にやっているの、これだと補佐人ではなく代理人である付記弁理士として侵害訴訟に適切に対応するのは難しいと思います。だから、侵害訴訟で無効論を主張するときとかも審決書をイメージしていただきたいなことを言ったりとか、そうしないと、もう何か 1 と 2 を組み合わせると無効だ、これだけでいいじゃないですか。「いや、無理です、それだけでは。弁護士が分からないことが裁判所に伝わるわけがないですよ」なんていう話をするところがあるんですが、付記の資格を取っていく中で、弁論主義的発想とか、処分権主義的発想とかが身についてくるし、一般法という原則から考えるという発想も身につけてきて、視野が広がるから、そういう意味でも付記を取る意味はあるのかなと思いますけど。

**【石橋】** 高部先生、問題を見ていかがですか。

**【高部】** 自分が判決を書いた事案であっても、これはいろいろと難しい論点がいっぱいあったことを思い出すわけです。もちろん難しい試験をやって、そこでぐり抜けてくる人を育てるのは大事なことです。多分、これで仮に落ちた人がいたとしたら、次の年は正解できるように勉強をするのでしょから、それはそれで一つの在り方かもしれないですね。もちろん試験は一定程度の水準を保たなければいけないんですけど、研修の在り方を十分検討する必要があります。私は、今現在どういう形で能力担保研修をされているのか、全体像を知らないものから、そののころを何か申し上げることにはできないのですが、今うかがうと、結構、地域ごとにやっている部分もあるわけですか。

【後藤】 そうですね。東京、大阪、名古屋は対面でやっています。

【高部】 そうすると、それ以外の地域の方は、そちらのほうに出向くか、ウェブで入るということですか。

でも、そういう形でやるんだったら、名古屋は隔年に 1 回やると若干中途半端なんですかね。

【石橋】 やっぱり募集人数の関係で、毎年はやれないという感じですかね。

【後藤】 名古屋がよかったのは、日弁連では、この能担の講師も弁推委員会の推薦が要るんですよ。それで 3 年続くと一遍引かなきゃいけないと。名古屋は隔年だから逆に言うと同じメンバーでずっとできたんです。ところが、東京なんかはそうでしょう。3 年たったら、もう上がらなきゃいけない。逆に言うと、最初の頃は大家の先生がワーッと行ったんだけど、だんだんと若い先生になっちゃって、受講生から文句が来たと聞いたことがありますね。知らない先生ばかりじゃないかと。もう有名な先生はやってくれないのかという話になっちゃうわけですよ。だからそれは一つ、実はこちらのサイドの問題ではあったんですけどね。

【高部】 裁判所の講師もいるのですか。

【石橋】 裁判所講義というのがあります。

【後藤】 ちゃんと裁判官の講師はあります。

【石橋】 そうです。1 コマありますね。

【高部】 1 コマだけですか。

【後藤】 たしか裁判官の研修はそうですが、知財訴訟はこういうものですよというのは、ビデオというのかな。これは直接じゃなくて、たしかビデオでやっているはずですよ。

【石橋】 はい。ビデオもありますね。

【村西】 ちなみにビデオは今年あたり再収録じゃないですか。

あれは特許法 104 条の 3 ができる前のやつでしょう。テロップでキルビー抗弁は、これに置き換わりましたとか出るんですか。

【中川】 出ないです。だから、違和感があるんですよ。

【村西】 そうですね。

【後藤】 じゃ、もう変えなきゃいけないね。

【石橋】 いよいよ変えようと。

【村西】 いよいよ変えるんですか。どんなキャストか楽しみですね（笑）。

【高部】 やはりいろいろな意味で実地でやるのはすごく大事なことで、仮に本当の事件でできないのであれば、白表紙と言うのですが、過去の事件を教材にするのは一案です。研修の中でも、そういった形で、実際の事件でできるだけ近い形の研修を考えていくことは重要だと思っています。教材を作るのは大変なので、それは全国共通でやるしかないと思います。一回作れば、20 年間持たせるのは厳しいと思いますけど、10 年ぐらいは持たせられるんじゃないかという気もいたします。

【後藤】 研修では一応、起案を出して、それで宿題で書かせてきて、その答案の起案の公表はされてはいるんです。だから一応、白表紙を起案して講評するのはあるんです。

【高部】 やっているのですか。それは受講者というか志願者数が今みたいに一定程度減ってきているからできることですか。

【後藤】 いや、昔もやっていたから。

【高部】 何百人のときからやっていたんですか。1,000 人とか。

【後藤】 はい。クラスごとに分かれてやっていました。

ただ一つだけ試験委員側からすると、実例を出さなきゃいけない。すると、やっぱり過去の事件からピックアップしたほうがいい。ただ逆に言うと、メジャーな事件をピックアップすると知っているかどうかで差が出ちゃう。だから、あまり受講生が知らないようなマイナーな事件をピックアップして、それをネタにしながら、余分な論点を削って、特許公報なんか少しデフォルメして、少しでも単純化した形でということは毎年苦勞しているみたいです。だから逆に言うと、メジャーな事件を使えないので、マイナーな事件で、なおかつ具体的な事件をと。

【高部】 試験はマイナーでなければいけないのでしょうか、研修はいいんじゃないですか。

【後藤】 だから、研修はメジャーのほうでやっています。ただ逆に、研修と比べて、この問題を見ると、本番のほうがグレードがポコッと跳ね上がっているような印象があるんですね。

そこは弁理士会が言えないよな。誰が言えるんだろうね。もうちょっと問題を考えろとは、これは我が社サイドの問題やろ？

【村西】 そうですよ。先ほども言いましたが、最近の問題を見ると、弁理士としての実力よりは事務処理能力を見るような試験になってきているので。

【後藤】 弓削田先生あたりから言えないかい？

【弓削田】 付記試験の問題を作成するにあたっては過去問の論点表を参照するのですが、過去問と重複しないような問題を作ろうとして論点表を見ていると、どうしても凝った問題になっていくのです。これは本当は避けたいんですけど。しかも、原案が出てきて、複数の試験委員で議論を重ねていくうちに、さらに複雑になっていくんですね。だから、悪循環といいますか、また来年違う論点でとなれば、さらに複雑になってしまったりして。

【村西】 先生が試験委員の時の問題は割とオーソドックスで、ちゃんと勉強してくれば回答できるようなタイプの問題になっていたような気がしましたけど。

【弓削田】 そう思って作っていましたが、いろいろとあってバランスが難しかったです。

【石橋】 はい、ありがとうございました。

## 6. 付記弁理士制度への期待

【石橋】 それでは、なかなかまとめるのも難しいですが、最後に皆様一人一人に、今後の期待とか、制度の発展に向けて何かアドバイス、御助言を。今までのお話にたくさんもそういうところを散りばめられてきたとは思いますが、改めて期待するところ、その辺をお話いただければと思います。

後藤先生、お願いします。

【後藤】 いい制度だと思っています。東京、大阪は知りませんが、少なくとも名古屋においては弁理士会とは仲がいいです。特に名古屋は特許裁判が飛ばされている身でございますから、名古屋飛ばしの当事者なものですから、やっぱり地方で、どんどん特許裁判が増えてもらいたい。ある意味で、ピーク時に全国で特許法、不競法を合わせて 600 件だったのが、もう今は 400 件ぐらいじゃないかな。かなり事件数が減っちゃっていますよね。ただ、それがいいことだとは思えない。やっぱり田舎におりますと、特許裁判をつくるのは弁理士さんなんですよ。

一昔前、特許裁判を早くしなきゃいけないというので、片っ端から権利無効にされた時代があったわけです。実はうちの依頼者も 1 件、それを経験しまして、地元の上場企業が初めて特許裁判を起こした。役員会で分厚いプレゼン資料まで出して始めたのに僅か半年で弁論終結。もらった判決はよりによって記載不備ですわ。弁理士さんと知財部長の立場がないですね。後で言われました。「金輪際、うちの企業は日本の特許制度にはもう期待いたしません」と。それはもう 20 年ぐらい前の話でしたけども。

今は裁判所も全く変わってちゃんと柔軟に判断してくれて、きちんと評価してくれていると思うんですが、一定以上の世代の弁理士さんにはそれはトラウマになっているだろうと思うんですね。自分が出願して報酬までもらった特許について、時によっては記載不備で権利無効にされてしまう。それがちょっとトラウマになっているのかもしれないけども、時代が大分変わったんで、これからはそうじゃないよというところで、ぜひともそういう事件が増えていけばいいなと。そのために、この付記弁理士制度がどんどん、もうちょっと魅力のある制度になれば良いと思います。

もう一つやらなきゃいけないのは、付記後研修というのかな。付記の方々に対して、こういう研修なり、模擬裁判でも何でもいい。そういうチャンスが与えられることと、あとネーミングそのものを変えていただいとことと。

とにかく初年度のときには、東海支部の 2 つの会議室が満席だったんですね。立ち見が出るぐらいであったのが、もうがた減りしているのは非常に残念ですし、逆に言うと、失礼な言い方をするかもしれませんが、今か

ら 20 年前、弁理士会は将来、単独代理を目指すんだと言って日弁連会長にけんかを売るような勢いで、この制度を始められたと記憶しております。その熱意をもう一度呼び起こしていただいて頑張っていたらいいなと。それについて、むしろ日弁連もそれは協力しようということで知財ネットをつくったりして、一生懸命やっておるつもりでございますので、特許庁のプレッシャーはあると思いますけども、ぜひ頑張って、できる限り充実した研修をしていただけるようにくれぐれもお願いしたいと存じます。

**【石橋】** ありがとうございます。

高部先生、お願いします。

**【高部】** 特定侵害訴訟代理権をお持ちの先生方が誇りを持って仕事されることが重要だと思います。そういう姿を見て若い世代の人たちがついてくるのではないかと。そういう意味では、今、資格を持っている人たちが御自分たちで地位を高めていくために輝いていなければいけないと思います。そのために、先ほど後藤先生が名前のことをおっしゃったのですが、名前は重要です。知財高裁も要らないのではないかと議論もあったのですが、やはり東京高裁の知財部ではなくて、「知財高裁」という名前で設立されたことによって大分変わったと思います。ですから、やはり名前は大事です。先ほどアンケートを見ていたら、英訳もできないとか書いてありましたが、ちゃんと実質的な意味を表すような、英訳ができるようなネーミングがあるといいかなと思います。

今、3分の1ぐらいの弁理士の方が特定侵害訴訟代理権をお持ちだということなんですけれども、実はこういう資格を持っていない弁理士の方たちもレベルアップはしていただかなければいけないと思っています。というのは、特定侵害訴訟代理権を持っていない人たちも審決取消訴訟については代理権を当然お持ちなので、そういう意味では、本当はちゃんと民事訴訟法や行政事件訴訟法も含めて勉強をする機会があってもいいのではないかと思います。そういったところのレベルアップも、やっぱり特定侵害訴訟代理権を持っている人のレベルが上がることによって、そうでない人たちも全体として、弁理士会全体のレベルアップが図れるのではないかと思います。そのときに東京、大阪だけでなく、それ以外の地域の弁理士の方たちにも、そういった機会が十分に与えられて、特定侵害訴訟代理権の取得を目指す方が増えていくことを私は願いたいと思っています。以上です。

**【石橋】** ありがとうございます。

村西先生、お願いします。

**【村西】** 付記弁理士の名称はどこから来たんでしょうね。認定司法書士、それとも特定社会保険労務士でもないですよ。どっちでもないですよ。付記と。

**【高部】** 弁理士法 27 条の 3 に、登録に特定侵害訴訟代理業務の「付記」をすると規定されているので、そこから来ているように思います。

**【村西】** そういうことですか。

**【高部】** いや、分かりませんが、弁理士法の用語では、多分、それしか「付記」という言葉はありませんし、付記を申請して、それを登録すると規定されていますね。

**【村西】** そういうことですね。だとすると、そこから考えていかなきゃいけないと。確かにネーミングは大事かなと。そのとおりだと思います。

名前はともかくとして、付記の資格に関心を示す人、そうでない人が結構割れてしまっているような気がするのですが、先ほども弓削田先生がおっしゃったように、広報活動が大事だと思います。魅力があることを知らせるといいう。周知するのは難しいことだと思いますけれど、何がいいんでしょうね。でも、そうはいっても、自分の書いた明細書が特許訴訟のまな板に乗ることだって当然あるはずですし、審決取消訴訟だけとは限らないと思うので、いざというときのための伝家の宝刀としてやっぱり持っておくべき資格なんだろうなという感じはします。

なった後のフォローアップが大事というのも先ほど後藤先生がおっしゃったとおりで、例えば総花的に今の侵害訴訟の裁判例とか重要な判決とかについてトピックスを紹介するようなタイプの大箱のマスの研修と、あともう一つは、実際にやってみよう系の研修という形で 2 通りにするとか、受かった後のフォローアップは結構大事なのかなと思っています。そうするとまた、その話がいろいろと下の世代にじわじわ伝わっていくのかなという感じがするのです。

せっかくつくった制度で、廃止になることはさすがにないとは思いますが、でも廃止になるというネガティブな発想そのものがよくないと思うので、むしろもう少し制度としてもり立てていく必要があるなと思いますし、そのためには引き続き協力をさせていただきたいなと思っております。

**【石橋】** ありがとうございます。

弓削田先生、よろしくお願いします。

**【弓削田】** 先ほど後藤先生から話がありましたが、ある意味、弁護士にとっては弁理士の先生方はお客様でもありまして、依頼者をご紹介いただいて案件につながる人が多いです。ですので、あまり言いたくはないですが、弁理士がリーダーシップを取って、知財専門じゃない弁護士と共同代理したら良いのではないかなと思うんです。今はもうほぼほぼウェブ裁判ですし、提出物は mints でネット提出できますから、地方にいたってどんどん裁判ができちゃうんです。そう考えたときに、何も知財弁護士に頼らないで、自分たちの使いやすい弁護士を使って自分たちが率先して裁判をどんどんやれるような、それが本来の付記弁理士制度の目的だったのではないのかなと。結局、今の状況で言うと、おんぶにだっこで弁護士に頼っているような訴訟進行をするのであれば、別に付記弁理士という存在は要らないのではないかなというところがあって、もっともっと弁理士の先生がリーダーシップを取って、小さな事件でもいいからやっていけば、それはまた需要の掘り起こしで、付記弁理士という資格はこういうふうな使い方ができるんだというような前向きな考えができるのではないかなと。そうすれば、もっと付記試験を受けてみよう、付記弁理士の資格を取ってもっと自分の仕事の幅を広げようともなるのかなと思います。自分のお客さんが減るようなこと言ってどうかと思うんですけど、そういう見方もできるかなと。弁理士さんがリーダーシップを取って裁判をやったっていいじゃないですか。そのための勉強をして、資格を取ったんだからというようなところが、この制度が元気になる一つの要素になり得るのかなと思いました。

あまりこれは書いてほしくないんですけどね（笑）。

**【後藤】** 私自身もそんな気がするんですよ。ある意味で言うと、私が知財をやってきたのは弁理士さんに育てられたようなものです。その発想は大事だと思いますよね。だから弁理士として、クライアントのために話のしやすい、費用面でもちゃんと率直に腹を割って話ができる弁護士とペアを組んで、その弁護士を育てていくという発想まであっていいと思いますし、できるならそれぐらいの根性を入れて頑張っていたらいいと思いますよ。

**【石橋】** ありがとうございます。

中川先生、お願いします。

**【中川】** 弁理士会として、いかに若い弁理士に能担研修の重要性をアピールしていくかです。あとは弁理士会の執行部に改めて重要性を再認識してもらいたいと思います。

弁理士試験に受かった後には実務修習があるので、そこでもっと宣伝ができないか、と常々思います。彼らも弁理士に受かって、その先にまた別の目標があるんだというのが大きいと思いますので、そこは工夫を研修所内でできることかなと思います。

後者のほうは、弁理士会が、この制度は本当に貴重な制度だと。そこは特許庁なりとけんかはできないんですけど、予算も、そんなことより弁理士会の補助を出してもいいですよ、ぐらいな交渉が今後必要なんじゃないかと。確かに委託ですけど、例えば会場費とか、分からないんですけど、いろいろところで名目をつければ行くんじゃないかと思うので、そこは我々のというか、対特許庁なりというところの覚悟次第かなと思っています。

頑張りましょう。

**【石橋】** ありがとうございます。

オブザーバー参加の皆様方、せっかくの機会ですので、もうちょっとだけ時間がありますけども、何かありますか。そんなに時間は取れませんが、何か。

**【北村】** 研修はリアルで、対面でといった話がありました。その一方で、一部の資料としてあるのが、弁理士の中にはリアルよりウェブがいいと言っている人が結構いたりします。対面でしゃべるのが苦手な印象のある弁理士もそこそこおまして、先ほどのリアルのほうがいいだろうなと思いつつながら、ウェブ希望の人も多いと思っている人がいる状況を先生方からしたらどう思いますか。

**【後藤】** それはやむを得ないと思っています。だから逆に言うと、リアルじゃなくてウェブがいいとおっしゃる人がいるなら、それはそれでチャンスを与えればいい。ただ、その中で、ウェブならウェブなんだけど、サテライトやどこかで、研修のうちの1コマか2コマの後にでも、この研修では会場に集まってもらえれば、チューターがいて、これまでの分からないところを聞けますよと。だから、義務ではないけども、よかったら来てくださーいというのを一つ作ってもいいのではないかと。そういう二段構えでいいのではないかと。できるだけ門戸を広げればいいんだろうとは思いますが。

もちろんウェブ上の質問コーナーを作るのかどうなのかまで行っちゃうと、ちょっとまた手間暇も大変だし、不公平になっちゃうとは思いますが。ただ逆に言うと、少なくとも1回か2回だけ、このとき、この日はチューターが来て、授業の後に質問ができますよというのを宣伝してやる。あとは来るか来ないかはもう御本人の勝手ですから。ただ、そういうチャンスは与えてあげたらいいのではないかなとは思いますが。

**【北村】** ありがとうございます。

**【高部】** 今の点に関連して、よろしいですか。特定侵害訴訟代理業務試験は論文式で行うと弁理士法に規定されているのですが、本来の弁理士試験は口述試験もありましたよね。弁理士はしゃべるのはあまりとおっしゃったけど、特定侵害訴訟代理の場面は、本当は口述試験があってもいいぐらいなのです。そういう趣旨では、リアルでお話ができればもっといいかなと私は今感じました。

**【石橋】** そうですね。訴訟の場が対面なんですからね。

はい、吉田先生。

**【吉田】** 今日はどうもありがとうございました。すごく勉強になりました。

20年くらい前だと記憶していますが、知財訴訟の件数が増えるだろうというようなところから、付記試験のお話があったと記憶しています。少子高齢化の影響もあり、研究者の数が減って、企業で抱える研究者の数も減って、そうして出願件数が減っていくのだろうと。そういう中で、付記弁理士が、訴訟も考慮した知財価値の高い特許を得て、クライアントに訴訟に耐えられることを主張していけるようになっていく必要があるのだろうと思いました。

今日はありがとうございました。

**【石橋】** ありがとうございました。

**【後藤】** 合格率を公表するときに、いつも前年比でやっているじゃないですか。要は初年度に、この年に能担研修を受けた人の合格率は7割とか8割行っているはずなんです。

**【石橋】** 現役合格ですね。

**【後藤】** データを見てみると、もう20年前に研修を受けた人が、その後延々と、くそ真面目に試験だけ受け続けて、しかも毎年落ち続けている人が何人かおられて、こういう人がいるものだから5割になっちゃうわけでしょう。何かそこら辺のデータの発表の仕方をもうちょっと工夫されたらどうかと。だから、ちゃんと研修を受ければ、その年には8割は受かるのよと。だったら、もうちょっとやってみようかと思うのかなと思うんですけども。

**【石橋】** そうですね。考えてみます。

ありがとうございました。そろそろお時間になりますが、本当に貴重な御意見、そして前向きな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

フォローアップの研修が大事なこととか、対面でやる大切さも勉強になりましたし、何より名前が悪いというところもすごく身にしみました。また地方とのつながりとか、小さな事件から始めるとか、いろいろ本当に勉強になりました。

本当に僕が一番うれしかったというか、明るい未来だなと思ったのは、先生方が付記弁理士として弁理士が訴訟の場で活躍することを望んでいただいているんだなとすごく分かりました。ある意味、商売がたきにもなり得るかもしれないし、そんな制度であるにもかかわらず、弓削田先生はじめ、弁理士が中心になってやってごらんよと。そのくらいの勢いでやってごらんよというようなお話をいただいたのは本当に未来は明るいですし、それが単独訴訟になるとか、そういう話ではなくて、やっぱり気概を持って弁理士が関与していくのがクライアントのためにも

なるし、そうやって本気の弁理士が増えることが弁護士の先生の本当に右腕になれることなのかなと思いました。いつまでも損害論は分かりません、充足論は分かりません、無効論だけやっていますというのじゃなくて、俺らが全体を関与するんだというような気持ちでやっていくことが、すごくいい制度になっていくし、我々の力にもなっていくことなのかなということが本当に一番勉強になりました。

どこまでできるか分かりませんが、まずは名前の候補はアンケートでも取ってみようかなと思います。

今日は本当にありがとうございました。またよろしくお願いします。

— 了 —

(注)

- (1)「タワケ」は、関西弁で言えば「アホ」というニュアンスで、岐阜・名古屋地域ではよく用いられる。
- (2)「弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与について」、産業構造審議会知的財産政策部会、平成 13 年 12 月
- (3)「令和 4 年度特定侵害訴訟代理業務試験の結果」、特許庁ウェブサイト、令和 4 年 12 月 22 日、  
<https://www.jpo.go.jp/news/soshodairi/soshodairi-kekka/2022.html>
- (4)東京会場の講義を地域会の会議室にテレビ会議システムを利用してリアルタイムで配信し、テレビ画面を通じて受講してもらう講義形式。
- (5)令和 5 年度の能力担保研修は、名古屋会場では現地集合研修とライブ配信研修のハイブリッド形式で実施した。

(原稿受領 2023.8.4)



写真奥左から 北村吉章氏・石橋良規氏・吉田倫太郎氏・小松邦光氏  
写真手前左から 中川裕幸氏・村西大作氏・高部眞規子氏・後藤昌弘氏・弓削田博氏